

平成 26 年 6 月 10 日

法制審議会 民法（債権関係）部会 御中

大阪弁護士会 民法改正問題特別委員会 有志

辰野久夫	鎌倉利光	田仲美穂	橋田 浩
林 邦彦	安部将規	野村剛司	稲田正毅
赫 高規	徳田 琢	山形康郎	辻村和彦
橋本芳則	阿部宗成	高尾慎一郎	福井俊一

部会資料 79-1、要綱仮案の原案、第 13 に関する意見

1 要綱仮案の原案、第 13、「8 詐害行為取消の範囲」について

【意見】

要綱仮案の原案、第 13、8 は、削除し、同 9 に、次の規律を加えるべきである。

(3) 債権者は、(1)(2)により金銭の支払又は動産（可分である場合に限る。）の引渡しを自己に対してすることを求めるときは、その請求は、自己の債権の額の限度においてのみ、することができる。

【意見の趣旨】

- ① 詐害行為の目的が可分であるときに、詐害行為取消権の行使範囲を、一律に、被保全債権額の限度に制限するのは妥当でない。
- ② 取消債権者が自己への引渡請求をする場合の請求の範囲について、被保全債権額の限度の制限を設けるべきである。
- ③ 詐害行為取消しの範囲の制限については、特段の規律を設けず、解釈に委ねられるべきである。

【理由】

1 詐害行為取消権の行使範囲を一律に被保全債権額の限度に制限することの不当性

(1) 要綱仮案原案、第 13、8 は、詐害行為の目的が可分であるときに、詐害行為取消しの範囲を、一律に、被保全債権額の限度に制限するが、取消債権者が詐害行為取消判決を得た後、債権執行手続により被保全債権を回収しようとする場合には、取消範囲が被保全債権の額に限定されるべき理由はなく、また、かかる限定は、当該債権執行手続に他の債権者が加入した場合を考慮すると、むしろ不当なものである。このことは、事実上の優先弁済が否定されることを前提に、取消範囲につき、被保全債権の額による制限を設けないことを妥当としてきた法制審部会の議論の経緯、及び、中間試案第 15、7 の規律からも明らかである。

したがって、被保全債権の額による詐害行為取消権の行使範囲の制限は、事実上

の優先弁済が生じうる場面に限定すべきである。

- (2) とりわけ、偏頗弁済行為について受益者に対する詐害行為取消訴訟が提起されたときは、合理的な受益者は、敗訴時に備えて訴訟係属中に、取消しによって復活する債務者に対する債権を被保全債権として、取消しによって発生する債務者の自身に対する偏頗弁済金の返還請求権の仮差押えを実施するはずである。その後、取消認容判決が確定すると、受益者は、仮差押手続において権利供託をなし、事後の債権執行手続において取消債権者とともに当該供託金の配当を受けることとなる。

かかる場面において、詐害行為取消しの範囲が被保全債権の額に制限されるならば、受益者以外に債権執行手続に加入する者がいない場合でも、取消債権者は、債権執行手続において被保全債権の額の半額しか回収できず（被保全債権額と同額の差押債権につき、取消債権者のほか、受益者が、被保全債権と同額の復活債権を請求債権として加入することになるから、半額ずつの配当となる。）、改めて残りの半額について取消訴訟を提起し、これを際限なく繰り返さなければならない。かかる制約を取消債権者に課す合理性がないことは明らかである。

## 2 取消しの範囲制限ではなく直接引渡請求の範囲制限にすべきことについて

事実上の優先弁済が生じうる場面で、詐害行為取消権の行使範囲を、被保全債権額の限度に制限するのは妥当であるが、具体的な規律の在り方としては、現行判例法理とは異なり、取消しの範囲を制限するのではなく、直接引渡請求の範囲を制限するのが妥当である。

すなわち、債権者が取消訴訟において自己への直接引渡しを請求したものの、取消判決後に、受益者等から取消債権者への引渡しがなされず、債務者の受益者等に対する請求権についての債権執行手続がなされる場合がありうるところであり（上記 1(2)の例で、取消債権者が偏頗弁済金の自己への直接引渡を請求した場合がこれに当たる。）、かかる場合にも合理的に対応できる規律にするには、債権者が直接引渡請求をした場合でも取消範囲は被保全債権額に制限されないようにしておく必要がある。他方で、取消債権者による直接引渡請求の範囲が被保全債権額の限度に制限されていれば、取消債権者の信用不安時における債務者財産の劣化の問題も回避できるところであり、必要かつ十分である。

## 3 取消しの範囲制限は解釈に委ねられるべきことについて

上記 2 のとおり、取消債権者の直接引渡請求の場面に限って被保全債権額を基準とする取消権制限の規律を設けるのが妥当であるが、他方で、取消債権者が、少額の被保全債権しか有していない場合において、直接引渡を請求しないときでも、多額の可分財産の全部の回復を求めることが妥当でないことがありうるところである。しかし、かかる場合については、明文規定を置かず解釈論で対応することで十分であるものとする。すなわち、詐害行為取消制度は、強制執行を準備するためのものであるところ、強制執行手続において、超過売却回避のための競売手続取消制度（民事執行法

73条)や、超過差押禁止制度(同法128条1項、146条2項)が設けられていることの趣旨が、詐害行為取消権にも当然に及ぶものと解され、過大な取消権の行使については、保全の必要性の観点からその取消範囲が合理的に制限されるのは、当然であるものと解され、この点をわざわざ明文化する必要はないものとする。

2 要綱仮案の原案、第13、「10 詐害行為取消しの効果(民法第425条関係)」について  
【意見】

要綱仮案の原案、第13、10は、「1又は6の取消しの請求を認容する確定判決は、債務者に対してもその効力を有する」とすれば足り、債務者のすべての債権者に効力が及ぶとする部分は削除すべきである。

【理由】

- 1 債務者と受益者等との間で、逸出財産が債務者に回復すべきことが既判力をもって確定し、その逸出財産が債務者に回復されれば、債務者に対するすべての債権者は、当該回復財産に対して強制執行が可能なのであるから、取消判決の効力をすべての債権者に及ぼす必要はない(例えば、詐欺取消しに基づく財産返還請求訴訟に勝訴し、取消者が当該財産の返還を受ければ、取消者の債権者は、当該訴訟の判決効が及ぼされていなくても当該返還財産に対して強制執行が可能である)。
- 2 そもそも現行判例法理においては、詐害行為取消しの効力が債務者に及ばないとの実体法上の解釈に基づき、債務者が被告適格を有さないとの訴訟法上の解釈が導かれていたところである。これに対し、要綱仮案原案においては、債務者に訴訟告知をすべきものとし、かつ、債務者に判決効が及ぶ旨の訴訟法上の効果に関する明文規定を設けることによって、取消しの効力が債務者に及ぶとの実体法上の効果をも表現し、現行判例法理の変更を意図している。かかる債務者への判決効の規律に並べて、すべての債権者への判決効の規律が設けられることにより、取消しの効力が実体法上もすべての債権者に対して及ぶことを意図するとの解釈を招きかねない。仮に取消しの効力が実体法上もすべての債権者に及ぶものとするれば、取消しの相対効の考え方と抵触しかねず問題である(受益者に対する取消効が、当然に転得者に及んで転得者が目的物を失うといったことがないという意味での相対効の考え方は、受益者とは別に転得者に対する取消要件が定められていることを根拠に、倒産法上の否認権において承認されており、要綱仮案原案の詐害行為取消制度にも当然妥当するものと解される)。
- 3 なお、取消しが「すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる」旨規定する現行法425条は、取消債権者が回復財産について優先権を有さないことを示す趣旨と解されており、その文言からも、判決効とは無関係の規定とみるべきである。
- 4 以上のとおり、取消判決の効力がすべての債権者に効力が及ぶ旨の規律は、不必要であるばかりか無用な混乱を招くものであって妥当でなく、設けるべきではない。

以上